

資格の大原

第76回 税理士試験 固定資産税

解答・合格ラインの読み

※問題・答案用紙は国税庁ホームページにてご確認ください。

今年も税理士試験
官報合格者の

多くが大原生です!!

■2025年度(第75回)税理士試験
大原生官報合格占有率(2026年1月8日現在)

48.5%

大原の合格者数は
直近1年分です!

比べたら分かる!
安心の実績

大原生合格者

256名

(専門課程 11名を含む)

全国官報合格者

527名

昨年から合格発表方法が変更され
合格者の確認が難しくなりました
<詳細は大原HPへ>



※大原生合格者は、全国大原グループにおいて合格するための授業、模擬試験等がすべて含まれたコースで、税理士試験合格に必要な受験科目の過半数を受講した方を対象としています。
◎資格の大原の合格実績には、公開試験のみの受講生、出版教材のみの購入者、資料請求者、情報提供のみの登録者、無料の役務提供者は一切含まれておりません。
※2024年度(第74回)税理士試験より合格発表の方法が受験地・受験番号・氏名から受験地・受験番号となり、合格者の確認が難しくなりました。

本解答は令和8年8月7日18時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

〔第一問〕

問 1

〔1〕 負担調整措置の趣旨（3点）

同じ用途の土地間における税負担の不均衡を是正するため、また、基準年度における評価替えに伴う税負担の激変を緩和するため、土地に係る固定資産税の負担調整措置が講じられている。

〔2〕 課税標準額

(1) 原 則（1点）

土地についてはいわゆる価格の据置制度がとられており、基準年度の価格で土地課税台帳等に登録されたものが基準年度から第三年度までの原則的な課税標準となる。

ただし、基準年度の賦課期日後に地目の変換等の事情がある場合又は第二年度以降に新たに固定資産税を課することとなる場合には、比準価格で土地課税台帳等に登録されたものが課税標準となる。

(2) 特 例

① 令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例（1点）

当該市町村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市町村長が当該土地の修正前の価格を固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失うと認める場合には、修正価格で土地課税台帳等に登録されたものを、当該年度分の課税標準とする。

② 住宅用地に対する課税標準の特例（2点）

宅地のうち住宅用地については、住宅政策上の見地から次のような課税標準の特例が認められている。

小規模住宅用地・価格の6分の1

一般住宅用地・価格の3分の1

なお、住宅用地とは、その全部又は一部を人の居住の用に供する家屋で一定のものの敷地の用に供されている土地（空家等対策の推進に関する特別措置法により所有者等に対し勧告がされた管理不全空家等及び特定空家等の敷地の用に供されている土地を除く。）をいう。

〔3〕 負担調整措置

(1) 宅地等調整固定資産税額

① 内 容（2点）

当該年度分の固定資産税額が、下記の算式により算定した宅地等調整固定資産税額を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

$$\left[\text{前年度課税標準額（又は比準課税標準額）} + \text{当該年度分の価格（注）} \times \frac{5}{100} \right] \times \text{税率}$$

（注）住宅用地にあつては、価格に特例率を乗じた額とする。以下同じ。

② 上 限（2点）

①の規定の適用を受ける非住宅用地に係る宅地等調整固定資産税額が、当該年度分の価格に10分の6を乗じた額を課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、①の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

③ 下 限（2点）

①の規定の適用を受ける宅地等に係る宅地等調整固定資産税額が、当該年度分の価格に10分の2を乗じた額を課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、①の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(2) 商業地等据置固定資産税額（2点）

非住宅用地のうち、その負担水準が0.6以上0.7以下のものについては、(1)①の規定にかかわらず、前年度課税標準額（又は比準課税標準額）を課税標準となるべき額として固定資産税を課する。

(3) 商業地等調整固定資産税額（2点）

非住宅用地のうち、その負担水準が0.7を超えるものについては、(1)①の規定にかかわらず、当該年度分の価格に10分の7を乗じた額を課税標準となるべき額として固定資産税を課する。

(4) 負担水準

$$\frac{\text{前年度課税標準額（又は比準課税標準額）}}{\text{当該年度分の価格}}$$

〔4〕 共通点と相違点

(1) 共通点（4点）

〔2〕(1)、(2)①、〔3〕(1)①、③については、住宅用地及び住宅用地以外の宅地ともに適用される。

(2) 相違点（4点）

〔2〕(2)②については、住宅用地にのみ適用され、〔3〕(1)②、(2)、(3)については、住宅用地以外の宅地にのみ適用される。

〔第一問〕

問2

〔1〕正しく登記がされている場合と未登記の場合の納税義務者（10点）

固定資産税の納税義務者は、賦課期日（当該年度の初日の属する年の1月1日をいう。）における固定資産の所有者であり、その所有者は、土地又は家屋については、登記簿に所有者（区分所有家屋については、区分所有者とする。）として登記されている者をいう。

なお、登記されていない土地や家屋については、登記簿によって所有者を把握することができないため、各市町村が、実地調査等により現実の所有者を把握するとともに、これを土地補充課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録し、固定資産税を課することとしている。

この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている固定資産税の非課税団体が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者を納税義務者とする。

〔2〕事例における納税義務者

(1)について（5点）

売買等により賦課期日現在、所有権が他に移転している場合であっても、登記簿上の所有権の移転登記がなされていない限り、登記簿に所有者として登記されている者に固定資産税は課されることとなる。

本問の場合、売買によって当該土地の所有権がAからBに移転しているが、賦課期日現在所有権の移転登記がなされていないため、登記簿に所有者として登記されているAが納税義務者となる。

(2)について（5点）

〔1〕のとおり、所有者として登記されている個人が賦課期日前に死亡しているときは、同日において当該土地を現に所有している者が納税義務者となる。

本問の場合、登記簿に所有者として登記されているCが賦課期日現在既に死亡しており、かつ、遺産の分割も終了していないため、当該土地は相続人である妻D、子E及びFの共有物となり、共有物等に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負うこととなる。したがって、妻D、子E及びFが納税義務者となる。

(3)について（5点）

特定附帯設備（家屋の附帯設備であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けただけのものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者を所有者とみなして固定資産税を課することができる。

本問の場合、Gが所有する家屋に賃借人であるHがその事業の用に供するため取り付けただけの附帯設備であり、当該家屋に付合しているため特定附帯設備に該当する。したがって、キッチンを取り付けた者であるHを納税義務者とすることができる。

〔第二問〕

採点箇所

5点

2点

1点

問1

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
土地X	10,200 円	146,300 円	292,600 円
土地Y	526,600 円	537,600 円	537,600 円
土地Z	25,500 円	112,500 円	114,200 円

計算過程

・土地X

一令和5年度分一

(単位：円)

<田>

(1) 農地の判定

一般農地

(2) 前年度課税標準額

700,000

(3) 負担水準

$$\textcircled{1} \frac{\textcircled{2}}{800,000} = 0.87$$

$$\textcircled{2} \quad 0.8 \leq \textcircled{1} < 0.9$$

∴負担調整率 1.05

(4) 本来の税額

$$\textcircled{1} \quad 800,000$$

$$\textcircled{2} \quad \textcircled{1} \times \frac{1.4}{100} = 11,200$$

(5) 調整税額

$$\textcircled{1} \quad (2) \times 1.05 = 735,000$$

$$\textcircled{2} \quad \textcircled{1} \times \frac{1.4}{100} = 10,290$$

(6) 判定

$$(4) > (5) \quad \therefore 735,000$$

<固定資産税額>

(1) 課税標準額

$$735,000 \geq 300,000$$

∴735,000 (千円未満切捨)

(2) 税 額

$$(1) \times \frac{1.4}{100} = 10,290$$

∴10,200 (百円未満切捨)

—令和6年度分—

<田>

(1) 農地の判定

特定市街化区域農地

(2) みなし前年度課税標準額

51,450,000

(3) 本来の税額

① $156,750,000 \times \frac{1}{3} = 52,250,000$

② $① \times 0.2 = 10,450,000$

③ $② \times \frac{1.4}{100} = 146,300$

(4) 調整税額

① $(2) + (3) ① \times \frac{5}{100} = 54,062,500$

② $① \times \frac{1.4}{100} = 756,875$

(5) 判 定

$(3) \leq (4) \quad \therefore 10,450,000$

<固定資産税額>

(1) 課税標準額

$10,450,000 \geq 300,000$

$\therefore 10,450,000$ (千円未満切捨)

(2) 税 額

$(1) \times \frac{1.4}{100} = 146,300$

$\therefore 146,300$ (百円未満切捨)

—令和7年度分—

<田>

(1) 農地の判定

特定市街化区域農地

(2) 令和6年度分の仮定計算

① 本来の税額

(イ) 52,250,000

(ロ) (イ) $\times \frac{1.4}{100} = 731,500$

② 調整税額

756,875

③ 判 定

$① \leq ② \quad \therefore 52,250,000$

(3) 令和7年度分

① 前年度課税標準額

52, 250, 000

② 本来の税額

$$(イ) \quad 156, 750, 000 \times \frac{1}{3} = 52, 250, 000$$

$$(ロ) \quad (イ) \times 0.4 = 20, 900, 000$$

$$(ハ) \quad (ロ) \times \frac{1.4}{100} = 292, 600$$

③ 調整税額

$$(イ) \quad ① + ②(イ) \times \frac{5}{100} = 54, 862, 500$$

$$(ロ) \quad (イ) \times \frac{1.4}{100} = 768, 075$$

④ 判 定

$$② \leq ③ \quad \therefore 20, 900, 000$$

<固定資産税額>

(1) 課税標準額

$$20, 900, 000 \geq 300, 000$$

$$\therefore 20, 900, 000 \text{ (千円未満切捨)}$$

(2) 税 額

$$(1) \times \frac{1.4}{100} = 292, 600$$

$$\therefore 292, 600 \text{ (百円未満切捨)}$$

・土地Y

—令和5年度分—

<宅 地>

(1) 宅地の区分

すべて非住宅用地に該当

(2) 非住宅用地

① 比準課税標準額

$$66, 000, 000 \times \frac{33, 280, 000}{64, 000, 000} = 34, 320, 000$$

② 負担水準

$$(イ) \quad \frac{①}{66, 000, 000} = 0.52$$

$$(ロ) \quad (イ) < 0.6$$

$\therefore$ 引き上げ措置

③ 本来の税額

$$(イ) \quad 66, 000, 000$$

$$(ロ) \quad (イ) \times \frac{1.4}{100} = 924, 000$$

④ 調整税額

$$(イ) ①+③(イ) \times \frac{5}{100} = 37,620,000$$

$$(ロ) (イ) \times \frac{1.4}{100} = 526,680$$

⑤ 判 定

③>④ ∴上限・下限の判定

⑥ 上限・下限

$$(イ) ③(イ) \times 0.2 \times \frac{1.4}{100} = 184,800$$

$$(ロ) ③(イ) \times 0.6 \times \frac{1.4}{100} = 554,400$$

$$\therefore (イ) \leq 526,680 \leq (ロ) \rightarrow 37,620,000$$

<固定資産税額>

(1) 課税標準額

$$37,620,000 \geq 300,000$$

∴37,620,000 (千円未満切捨)

(2) 税 額

$$(1) \times \frac{1.4}{100} = 526,680$$

∴526,600 (百円未満切捨)

—令和6年度分—

<宅 地>

(1) 宅地の区分

すべて非住宅用地に該当

(2) 非住宅用地

① 前年度課税標準額

$$37,620,000$$

② 負担水準

$$(イ) \frac{①}{64,000,000} = 0.58$$

$$(ロ) (イ) < 0.6$$

∴引き上げ措置

③ 本来の税額

$$(イ) 64,000,000$$

$$(ロ) (イ) \times \frac{1.4}{100} = 896,000$$

④ 調整税額

$$(イ) ①+③(イ) \times \frac{5}{100} = 40,820,000$$

$$(ロ) (イ) \times \frac{1.4}{100} = 571,480$$

⑤ 判 定

③>④ ∴上限・下限の判定

⑥ 上限・下限

$$(イ) \textcircled{3}(イ) \times 0.2 \times \frac{1.4}{100} = 179,200$$

$$(ロ) \textcircled{3}(イ) \times 0.6 \times \frac{1.4}{100} = 537,600$$

$$\therefore 571,480 > (ロ) \rightarrow \textcircled{3}(イ) \times 0.6 = 38,400,000$$

<固定資産税額>

(1) 課税標準額

$$38,400,000 \geq 300,000$$

∴38,400,000 (千円未満切捨)

(2) 税 額

$$(1) \times \frac{1.4}{100} = 537,600$$

∴537,600 (百円未満切捨)

—令和7年度分—

<宅 地>

(1) 宅地の区分

すべて非住宅用地に該当

(2) 非住宅用地

① 前年度課税標準額

$$38,400,000$$

② 負担水準

$$(イ) \frac{\textcircled{1}}{64,000,000} = 0.6$$

$$(ロ) 0.6 \leq (イ) \leq 0.7$$

∴据え置き措置

③ 課税標準

$$38,400,000$$

<固定資産税額>

(1) 課税標準額

$$38,400,000 \geq 300,000$$

∴38,400,000 (千円未満切捨)

(2) 税 額

$$(1) \times \frac{1.4}{100} = 537,600$$

∴537,600 (百円未満切捨)

・土地Z

—令和5年度分—

<宅 地>

(1) 宅地の区分

① 住宅用地の判定

専用住宅

∴適用あり

② 住宅用地の面積

200㎡

③ 宅地の区分

・小規模住宅用地

200㎡ $\leq$ 200㎡

∴200㎡

(2) 小規模住宅用地

① 前年度課税標準額

1,716,000

② 本来の税額

$$(イ) 13,200,000 \times \frac{1}{6} = 2,200,000$$

$$(ロ) (イ) \times \frac{1.4}{100} = 30,800$$

③ 調整税額

$$(イ) ① + ②(イ) \times \frac{5}{100} = 1,826,000$$

$$(ロ) (イ) \times \frac{1.4}{100} = 25,564$$

④ 判定

② > ③

∴下限の判定

⑤ 下限

$$②(イ) \times 0.2 \times \frac{1.4}{100} = 6,160$$

$$\therefore 25,564 \geq 6,160 \rightarrow 1,826,000$$

<固定資産税額>

(1) 課税標準額

$$1,826,000 \geq 300,000$$

∴1,826,000 (千円未満切捨)

(2) 税額

$$(1) \times \frac{1.4}{100} = 25,564$$

∴25,500 (百円未満切捨)

—令和6年度分—

<宅地>

(1) 宅地の区分

勧告がされた管理不全空家等の敷地

∴すべて非住宅用地に該当

(2) 非住宅用地

① 前年度課税標準額

$$13,200,000 \times \frac{4,400\text{億}}{7,920\text{億}} = 7,333,333$$

② 負担水準

$$(イ) \frac{\text{①}}{14,100,000} = 0.52$$

$$(ロ) (イ) < 0.6$$

∴引き上げ措置

③ 本来の税額

$$(イ) 14,100,000$$

$$(ロ) (イ) \times \frac{1.4}{100} = 197,400$$

④ 調整税額

$$(イ) \text{①} + \text{③}(イ) \times \frac{5}{100} = 8,038,333$$

$$(ロ) (イ) \times \frac{1.4}{100} = 112,536$$

⑤ 判 定

$$\text{③} > \text{④} \quad \therefore \text{上限・下限の判定}$$

⑥ 上限・下限

$$(イ) \text{③}(イ) \times 0.2 \times \frac{1.4}{100} = 39,480$$

$$(ロ) \text{③}(イ) \times 0.6 \times \frac{1.4}{100} = 118,440$$

$$\therefore (イ) \leq 112,536 \leq (ロ) \rightarrow 8,038,333$$

<固定資産税額>

(1) 課税標準額

$$8,038,333 \geq 300,000$$

$$\therefore 8,038,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

(2) 税 額

$$(1) \times \frac{1.4}{100} = 112,532$$

$$\therefore 112,500 \text{ (百円未満切捨)}$$

—令和7年度分—

<宅 地>

(1) 宅地の区分

すべて非住宅用地に該当

(2) 非住宅用地

① 前年度課税標準額

$$8,038,333$$

② 負担水準

$$(イ) \frac{\text{①}}{13,600,000} = 0.59$$

$$(ロ) (イ) < 0.6$$

∴引き上げ措置

③ 本来の税額

$$(イ) 13,600,000$$

$$(ロ) (イ) \times \frac{1.4}{100} = 190,400$$

④ 調整税額

$$(イ) ① + ③(イ) \times \frac{5}{100} = 8,718,333$$

$$(ロ) (イ) \times \frac{1.4}{100} = 122,056$$

⑤ 判 定

$$③ > ④ \quad \therefore \text{上限・下限の判定}$$

⑥ 上限・下限

$$(イ) ③(イ) \times 0.2 \times \frac{1.4}{100} = 38,080$$

$$(ロ) ③(イ) \times 0.6 \times \frac{1.4}{100} = 114,240$$

$$\therefore 122,056 > (ロ) \rightarrow ③(イ) \times 0.6 = 8,160,000$$

<固定資産税額>

(1) 課税標準額

$$8,160,000 \geq 300,000$$

$$\therefore 8,160,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

(2) 税 額

$$(1) \times \frac{1.4}{100} = 114,240$$

$$\therefore 114,200 \text{ (百円未満切捨)}$$

問2

A市	B市	C市
493,600 円	344,400 円	987,300 円

計算過程

一令和8年度分一

(単位：円)

<価格等>

・船舶甲

(1) 価 格

① 令和7年度

$$800,000,000 - 800,000,000 \times \frac{0.142}{2} = 743,200,000$$

② 令和8年度

$$\text{①} - \text{①} \times 0.142 = 637,665,600$$

(2) 特 例

$$(1) \times \frac{1}{6} = 106,277,600$$

・船舶乙

(1) 価 格

① 本体部分

(イ) 令和4年度

$$240,000,000 - 240,000,000 \times \frac{0.142}{2} = 222,960,000$$

(ロ) 令和5年度

$$(イ) - (イ) \times 0.142 = 191,299,680$$

(ハ) 令和6年度

$$(ロ) - (ロ) \times 0.142 = 164,135,125$$

(ニ) 令和7年度

$$(ハ) - (ハ) \times 0.142 = 140,827,937$$

(ホ) 令和8年度

$$(ニ) - (ニ) \times 0.142 = 120,830,369$$

② 改良部分

(イ) 令和6年度

$$80,000,000 - 80,000,000 \times \frac{0.142}{2} = 74,320,000$$

(ロ) 令和7年度

$$(イ) - (イ) \times 0.142 = 63,766,560$$

(ハ) 令和8年度

$$(ロ) - (ロ) \times 0.142 = 54,711,708$$

③ ①+②=175,542,077

(2) 特 例

$$(1) \times \boxed{\frac{1}{6} \times \frac{1}{3}} = 9,752,337$$

・船舶丙

(1) 価 格

① 本体部分

(イ) 令和5年度

$$50,000,000 - 50,000,000 \times \frac{0.162}{2} = 45,950,000$$

(ロ) 令和6年度

$$(イ) - (イ) \times 0.162 = 38,506,100$$

(ハ) 令和7年度

$$(ロ) - (ロ) \times 0.162 = 32,268,111$$

(ニ) 令和8年度

$$(ハ) - (ハ) \times 0.162 = 27,040,677$$

② 改良部分

$$4,000,000 - 4,000,000 \times \frac{0.162}{2} = 3,676,000$$

③ ①+②=30,716,677

(2) 特 例

$$(1) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 5,119,446$$

・船舶丁

(1) 価 格

① 令和7年度

$$24,000,000 - 24,000,000 \times \frac{0.162}{2} = 22,056,000$$

② 令和8年度

$$① - ① \times 0.162 = 18,482,928$$

(2) 特 例

$$(1) \times \boxed{\frac{1}{2}} = 9,241,464$$

<配 分>

・船舶甲

$$2 \text{回} \times 2 + 2 \text{回} + 10 \text{回} = 16 \text{回}$$

$$\left. \begin{array}{l} \text{A} \\ \text{B} \\ \text{C} \end{array} \right\} 106,277,600 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{4 \text{回}}{16 \text{回}} = 26,569,400 \\ \frac{2 \text{回}}{16 \text{回}} = 13,284,700 \\ \frac{10 \text{回}}{16 \text{回}} = 66,423,500 \end{array} \right.$$

・船舶乙

$$4\text{回} \times 2 + 10\text{回} = 18\text{回}$$

$$\left. \begin{array}{l} \text{A} \\ \text{B} \end{array} \right\} 9,752,337 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{8\text{回}}{18\text{回}} = 4,334,372 \\ \frac{10\text{回}}{18\text{回}} = 5,417,965 \end{array} \right.$$

・船舶丙

$$5\text{回} \times 2 + 10\text{回} = 20\text{回}$$

$$\left. \begin{array}{l} \text{A、B} \\ \text{C} \end{array} \right\} 5,119,446 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{5\text{回}}{20\text{回}} = 1,279,861 \\ \frac{10\text{回}}{20\text{回}} = 2,559,723 \end{array} \right.$$

・船舶丁

$$10\text{回} + 15\text{回} + 5\text{回} = 30\text{回}$$

$$\left. \begin{array}{l} \text{A} \\ \text{B} \\ \text{C} \end{array} \right\} 9,241,464 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{10\text{回}}{30\text{回}} = 3,080,488 \\ \frac{15\text{回}}{30\text{回}} = 4,620,732 \\ \frac{5\text{回}}{30\text{回}} = 1,540,244 \end{array} \right.$$

<固定資産税額>

(1) 課税標準額

$$\text{A} \quad 26,569,400 + 4,334,372 + 1,279,861 + 3,080,488 = 35,264,121 \geq 1,500,000$$

$$\text{B} \quad 13,284,700 + 5,417,965 + 1,279,861 + 4,620,732 = 24,603,258 \geq 1,500,000$$

$$\text{C} \quad 66,423,500 + 2,559,723 + 1,540,244 = 70,523,467 \geq 1,500,000$$

$$\text{A} \quad 35,264,000 \text{ (以下、千円未満切捨)}$$

$$\text{B} \quad 24,603,000$$

$$\therefore \text{C} \quad 70,523,000$$

(2) 税 額

$$\left. \begin{array}{l} \text{A} \\ \text{B} \\ \text{C} \end{array} \right\} (1) \times \frac{1.4}{100} \left\{ \begin{array}{l} = 493,696 \\ = 344,442 \\ = 987,322 \end{array} \right.$$

$$\text{A市} \quad 493,600 \text{ (以下、百円未満切捨)}$$

$$\text{B市} \quad 344,400$$

$$\therefore \text{C市} \quad 987,300$$

□合格ラインの読み□

〔第一問〕については、問1、問2共に基本的な内容を問う出題でしたが、〔第二問〕の解答ボリュームが多かったことから限られた時間で解答する必要がありました。

〔第二問〕については、全体のボリュームは非常に多かったものの、出題内容の難易度は低かったため、最終値を合わせられた方は少なくないと予想されます。

〔第一問〕

問1

解答すべき内容を数多く示すことが出来たかが合格の鍵となると思われます。なお、規定部分については、残り時間に応じて多少の省略は致し方ないものと考えます。また、「課税標準額」の原則及び特例については、解答していない受験生が多いと思われますので、こちらでの失点は問題ないものと考えます。

よって、14点（25点満点）は得点したいところです。

問2

残り時間が少ない中での解答のため、根拠規定を多少省略するのは致し方ないところでした。ただし、問われている内容自体は納税義務者に関する基本項目であるため、事例における納税義務者については結論とその理由を正解する必要があります。

よって、10点（25点満点）は得点したいところです。

〔第二問〕

問1

ボリュームが非常に多かったものの特に難解な論点はなかったため、25点（25点満点）を得点したい問題でした。

問2

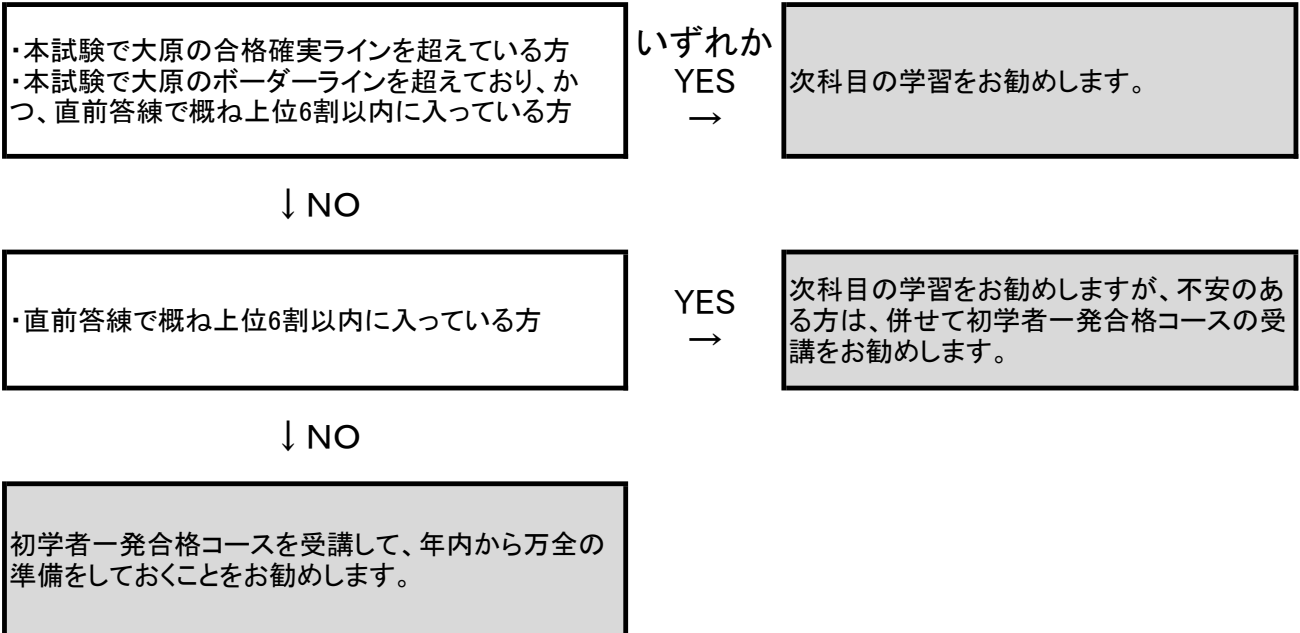
問1同様、特に難解な論点はなかったため、こちらも25点（25点満点）を得点したい問題でした。

以上のことから、受験生全体の出来にもよりますが、ボーダーラインは〔第一問〕では24点、〔第二問〕では50点、合計で74点になると予想されます。また、合格確実ラインは86点となります。

【固定資産税】 学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。

なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談も承っておりますので担当講師などにお気軽にご相談ください。



固定資産税 コース紹介

9月開講【初学者一発合格コース】 講義回数：41回（週1回）

（講義時間：年内2時間30分、年明けより3時間）

固定資産税を学習され、本試験を受験された方であっても、本試験での出来具合や、前年度の学習状況によっては、9月から初学者一発合格コースでの学習を始めることが合格への近道となります。

初学者一発合格コースは、年内の4ヶ月で基礎項目及び重要論点の1回転学習を行い、1月から2回転目の学習をすることができるコースです。

9月から学習を始めることで、1月から2回転目の学習をすることによる理解度が高められるという利点、特に応用理論について十分な対策を講じることが可能になります。

ボリュームの少なさから、学習が疎かになりがちな科目ですので、学習計画を上手く立てられずに試験を迎えてしまったような方には、年内の基礎一巡が年明けの学習負担の軽減に大きく役立ちます。学習不足を感じた方や理論対策に苦労された方で確実な学習項目の定着を図りたい方は、9月からの初学者一発合格コースの受講をお勧めします。